

2015年(平成27年)6月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関する事、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関する事、部等における他課に属しない事務(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に係る事務)、障がい者の虐待防止に関する事、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による養護老人ホーム等への入所に関する事に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について(答申)

2015年(平成27年)5月26日付けで諮問(第744号)された住民基本台帳に関する事、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関する事、部等における他課に属しない事務(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に係る事務)、障がい者の虐待防止に関する事、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による養護老人ホーム等への入所に関する事に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用させる必要性及び本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

臨時福祉給付金事業は、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税が5

%から8%へ引き上げられたことに伴い、平成26年度に国全体で臨時福祉給付金（以下「給付金」という。）の給付措置が市町村において実施され、本市においても対象となる市民に給付金支給事業を行った。

当初は平成26年度限定の事業であった（平成26年4月10日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第644号にて承認済み。）が、平成27年1月14日の「平成27年度一般会計予算案等について」の閣議決定により平成27年度においても継続されることが決定した。

これを受け、本市においても福祉総務課が担当課となり、平成27年度に対象となる市民に給付金を支給する予定になっている。

給付金の支給要件は平成27年1月1日において本市に住民登録がされており、平成27年度の市県民税(均等割)が課税されていない者になるが、次に掲げる事項に該当する者は該当しない。

ア 市県民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等

イ 生活保護制度内で対応される受給者等

支給額は1人6,000円となる。

この事業の実施にあたっては事前に支給要件及び加算要件について審査できるようデータを作成しておき、迅速かつ正確な支給が求められており、事務を担当する福祉総務課ではその取扱権限がないため、各関係課が管理する情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

## (2) 個人情報を目的外利用させることについて

ア 目的外に利用させる課

福祉総務課

イ 目的外に利用させる個人情報の項目

(ア) 住民基本台帳

住所、氏名、生年月日、住民日、世帯主名、異動事由、異動日、届出日、転出先住所

平成27年1月1日に本市に住民登録をしている者及び給付金決定までに死亡した者

所管課 市民窓口センター

事務の名称 住民基本台帳に関すること

(イ) 生活保護法に基づく受給者

住所、氏名、生年月日

平成27年1月1日時点で生活保護を受給している者、平成27年1月1日時点で生活保護が停止している者及び平成27年1月2日から9月30日までに生活保護が停止又は廃止になった者

所管課 生活援護課

事務の名称 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関すること

(ウ) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者

住所，氏名，生年月日

平成27年1月1日時点で支援給付を受給している者，平成27年1月1日時点で支援給付が停止している者及び平成27年1月2日から9月30日までに支援給付が停止又は廃止になった者

所管課 福祉総務課

事務の名称 部等における他課に属しない事務（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に係る事務）

(I) 障がい者のうち，養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者

住所，氏名，生年月日，性別，措置日

給付決定までに入所等措置がとられている者

所管課 障がい福祉課

事務の名称 障がい者の虐待防止に関すること

(オ) 高齢者のうち，養護者から虐待を受けたことにより，入所等の措置がとられている者

住所，氏名，生年月日，性別，措置日

給付決定までに入所等措置がとられている者

所管課 高齢者支援課

事務の名称 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定による養護老人ホーム等への入所に関すること

ウ 個人情報を利用させることの必要性について

給付金の支給事業に必要な個人情報については，各関係課が所有している情報であり，福祉総務課では取扱権限を有していない。しかし，この事業については平成27年1月16日には国会で補正予算が成立している。藤沢市だけではなく，国全体で実施される事業であり，事業の目的からも迅速で正確な支給を求められていることから，福祉総務課で各関係課が所有する情報を利用できるようにする。

(3) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

給付事業の対象者は約55,000人と想定しており，通知すべき相手が多数で，通知する費用や事務量が過分に必要となり，本市の事務処理に著しい支障が生じることから，個別の通知は省略したい。なお，本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る。

(4) 利用させる個人情報の取り扱いについて

各課での安全対策について

各課から福祉総務課に提供するデータのうち，上記(2)イの(ア)及び(イ)については，IT推進課に依頼し，各基幹システムから抽出を行い，直接IT推進課に設置されているネットワークサーバに保存する。上記(2)イの(ウ)～(オ)のデータについては，抽出ファイルの形式をCSVファイルとし，データの受け渡しについては，パスワード設定や生体認証などが可能な媒体（USBメモリを予定）を使用し，双方の職員同士が直接受け渡しを行うと共に，媒

体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、その際には受け渡し簿を作成し、双方で確認する。

ファイルについてはパスワードを設定し、利用できる職員を限定する。

以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピューターシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(5) 実施時期

2015年(平成27年)7月から2016年(平成28年)3月まで及び継続実施された場合は国が示す終了時期まで

(6) 提出資料

- ア 資料1 個人情報取扱事務届出書
- イ 資料2 臨時福祉給付金に係る予算等について
- ウ 資料3 臨時福祉給付金の概要
- エ 資料4 臨時福祉給付金申請の流れ
- オ 資料5 臨時福祉給付管理システム構成図

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(2)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させることの必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させることの必要性について、次のように述べている。

給付金の支給事業に必要な個人情報については、各関係課が所有している情報であり、福祉総務課では取扱権限を有していない。しかし、この事業については平成27年1月16日には国会で補正予算が成立している。藤沢市だけではなく、国全体で実施される事業であり、事業の目的からも迅速で正確な支給を求められていることから、福祉総務課で各関係課が所有する情報を利用できるようにする。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることの必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

実施機関は、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する理由について、次のように述べている。

給付事業の対象者は約55,000人と想定しており、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。なお、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人

通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上